

レース規程要綱

第一 第5条で参加者1名かつ参加鳩1羽の場合、支部単位でレースとして成立しなくても、上位の支部合同会及び支部連盟単位のレースで参加者2名以上かつ参加鳩2羽以上となる場合は、成立するものとする。

第二 第10条で他協会からの移籍者が多数の場合の再登録料は、理事会で決定する。

第三 第11条で現住所とあるのは鳩舎住所(自宅と同一でない場合)とし、氏名とあるのは〇〇ロフト及び〇〇共同鳩舎などを含むものとする。

第四 第11条の鳩舎位置測定で公認距離測定者は、世界測地系(日本測地系)で測定した場合の緯度経度を必ず旧日本測地系に変換し使用すること。なお、変換に必要な誤差は、測定地図内の誤差数値を使用するほか、国土地理院作成の変換ファイル(TKY2JGD)を活用すること。

第五 第12条6で同17項を実施する場合は、一回目の打刻の遅速を使用すること。

第六 第12条6で自動入舎システムを使用している鳩舎の場合は、その仕様書に定める方法により実施する事が出来る。

第七 第12条10で再規正は、自己管理で行なうものとし、特に手巻き時計は極力再規正をするよう努めること。

第八 第20条3の放鳩証明書に署名があれば、捺印を求めないで投函出来るものとする。

第九 第22条で自動入舎システムの審査に使用するPCを操作する者であっても、審査員資格取得試験合格者を選任すること。

第十 第26条(2)で自動入舎システムを使用している支部等は、その仕様書に定める方法による結果を優先させる事が出来る。

第十一 第31条(1)で特段の事情により、800個に満たない支部の協会杯は、春秋最終レースのみ授賞する。

(附則)

1 この規定は令和5年1月14日から施行する。